

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

(1) (株)新秀・(有)山城土木工事特定建設工事共同企業体

○ (株) 新秀 浦添市前田2-18-7

47-008957 代表者 崎濱 秀博

(土木A、建築B、とび・土工)

○ (有) 山城土木工事 浦添市牧港1-32-5

47-003582 代表者 山城 巧

(土木C、ほ装B、水道施設)

(2) (有) 山城土木工事・(株) 田中工業経常建設共同企業体

浦添市牧港1-32-5

47-900071 代表者 山城 巧

(土木C)

## 2 指名停止措置期間

平成27年12月15日～平成27年12月28日

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事（下請けを含む）

## 4 事実概要

(株) 新秀・(有) 山城土木工事特定建設工事共同企業体が受注した、建設計画課発注の「西原～糸満送水管布設工事（小那覇工区）その3」において、平成27年11月11日、資材ヤードにて覆工板受桁の加工を行うためバックホウにてH鋼を移動する際、片側のクランプ（止め具）が外れ作業員の右足首に落下し、右足不全切断、右脛骨骨幹部開放骨折の怪我を負った。

また、このことについて、那覇労働基準監督署より（株）新秀あてに是正勧告書及び安全衛生指導書が出された。

## 5 指名停止措置理由

当該事故は、クレーン作業に必要な資格を有していない作業員が玉掛け及び移動作業を行ったこと、またクレーン機能を有していない状態でバックホウを使用したこと等が原因である。これは、安全管理の措置が不適切であったと認められ、このような状況で発生した事故については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号の措置要件に該当する。

なお、(有)山城土木工事・(株)田中工業経常建設共同企業体について、同要領第8条第3項を適用する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内